

規 則

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

埼玉県人事委員会規則七―一〇八一

職員の特務勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特務勤務手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―七二四）の一部を次のように改正する。

第四条中「所沢児童相談所」の下に「、熊谷児童相談所」を加える。

第八条第一項中「第十七条」を「第十八条」に改める。

第十四条第一項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「周辺の警衛」の下に「又は内閣総理大臣、国賓等の周辺の警護の」を加え、同項第二号中「、内閣総理大臣、国賓等の周辺の警護」を削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。